

住宅手当受給者の就労と生活の実態（1）

－住宅手当受給者の就労と生活－

○淑徳短期大学 樋田 幸恵 (5531)

杉野緑 (岐阜看護大学・771)、川上昌子 (聖隷クリストファー大学大学院・295)

キーワード：生活保護、セイフティーネット、ワーキングプア

1. 研究目的

本報告は、2009年10月創設の住宅手当緊急措置事業（以下住宅手当）受給者の就労と生活の実態を明らかにし、第二のセイフティーネットとしての住宅手当の役割について考察することを目的とする。

住宅手当は、リーマンショックに端を発する失職者の増大によるホームレス化を予防する制度として、家賃の給付（住宅手当）と生活費の貸与と就労の支援を関係機関の連携を密にして提供するワン・ストップ・サービスとする意図の下に創設された制度である¹。具体的には、離職により住宅を失っている、あるいは失う恐れのある者で、現在求職活動を行っている者で一定の条件を満たす者に原則半年間家賃を給付するものである。申請者は生計中心者とされている。

2. 研究の視点および方法

（1）研究の視点

住宅手当受給者は離職により住宅を失う恐れのある者とされていることから、就労と生活の両面から生活実態を捉え、次の3点から分析する。①申請に至る就労と生活、②住宅手当利用による就労の変化、③住宅手当利用者の社会的特質（③は報告（2）とする。）

（2）研究方法

研究対象：A市において住宅手当を2010年4月から2011年9月までの間に受給した51ケースを対象とした。内訳は満了（6ヶ月受給）19ケース、中止（6ヶ月以下受給）22ケース、延長（9ヶ月受給）10ケースである。

研究方法：A福祉事務所において、申請書、その他の諸貼付書類よりケース転記票へ転記されたデータを用いて分析を行った。転記票の主な事項は以下のとおりである。年齢等個人属性、離職時期、離職前職、収入および預貯金の状況、住宅状況、家族構成とその稼働状況、雇用保険の状況、求職活動の状況、総合支援資金申請の有無、手当受給後の状況等。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会研究倫理のもと研究を行った。A市福祉事務所長へ書面にて研究協力を依頼し、了解を得た。上記転記作業は福祉事務所職員が行い、研究者は匿名化されたデ

一タのみを用い分析した。なお、本報告は報告者の責任において行うものである。

4. 研究結果

(1) 生活の一般的特徴

申請者である生計中心者の平均年齢は 44.8 歳、単身世帯が 58.8%、2 人世帯 21.6%と世帯規模は小規模である。健康状態は 90%が良好である。申請時にすでに住宅を失っていたケースは 3 ケースであり、大半のケースは民間賃貸住宅に居住している。離職者であるが、無業とは限らず、15 ケースがアルバイト・不安定就労に従事していた。

(2) 申請に至る就労と生活

離職から申請までの期間、雇用保険の状況、収入額、生計維持方法の 4 点からみた。

①離職から住宅手当申請までの期間には幅があり、特に、男性世帯主世帯の生活困難が示された。②雇用保険に関しては、約半数に当たる 25 ケースは雇用保険の資格がなく、支給終了後は 11 ケースであった。③申請時世帯収入を A 市保護基準と比較すると 48 ケースが保護基準以下であった。④住宅手当受給中の生活費をアルバイト等で賄うことは難しく、22 ケースが総合生活支援資金を借り入れていた。

(3) 住宅手当受給による就労の変化

住宅手当受給後に 67%にあたる 34 ケースが就職している。しかし、その収入額は平均 17.7 万円である。一方、求職中 8 ケース、生活保護受給 8 ケースである。

5. 考察

本住宅手当創設の趣旨である、雇用保険と生活保護のふたつのセイフティーネットの間を補完する仕組みの点から考察する。

住宅手当受給者は世帯規模が小さく、就労していた時点から生活水準は低位であり、雇用保険の外に置かれるような働き方であり、本手当受給により顕在化したワーキングプアといえる。

創設された住宅手当受給により約 67%は就職できており、離職により住宅を喪失する恐れのある人びとの生活崩壊を予防することはできている。さらに、当該年 A 市生活保護受給開始世帯のうち稼働年齢層に照らして一定量にあたる人びとが生活保護へ移行することを防いでおり、雇用保険と生活保護の間を補完する仕組みとして機能しているといえよう。

他方、すべての住宅手当受給者が就職するにいたっておらず、住宅は確保できても生活費を貸付けという債務によるケースもあり、債務返還がその後の生活にのし掛かることがわかった。この点については、更なる調査・分析が必要であると考えている。

ⁱ 平成 23 年度版『厚生労働白書』P192～193